

統計法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 改正の内容

別表第二の六の項に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計、同表の七の項に規定する鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計及び同表の八の項に規定する商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第二関係）

第二 施行期日（附則関係）

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。